# 第1096回教育委員会

令和3年3月26日 県庁舎教育委員室

1	胆	$\triangle$	午前10時
1	卅	$\preceq$	一上 目 J T C H 子

- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議 題
  - 議第1号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に ついて (教育政策課)
  - 議第2号 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則の制定について (教育政策課)
  - 議第3号 山形県立公立学校教員採用志願に関する規則の一部を改正する規 則の制定について (教職員課)
  - 議第4号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (教職員課)
  - 議第5号 教職員の人事について (教職員課)
- 5 閉 会

### 議第 1 号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則(昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表教職員課の項中「、人事企画担当」を削り、同表福利厚生課の項中「給付担当、年金担当」を「給付・年金担当」に改め、同表スポーツ保健課の項中「学校保健・食育担当」を「東北総体・冬季国体担当、学校保健・食育担当」に改め、「、スポーツプロジェクト担当」を削る。

第11条第1項第15号中「平成32年度国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会」を「令和3年度国体東北ブロック大会兼東北総合体育大会及び令和5年度国民体育大会冬季大会スキー競技会」に改め、同条第2項中「及び第15号」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和3年3月26日提出

現 行

(課及び係)

当該課に 同表の右欄に掲げる係を置く

当該課に、同	表の右欄に掲げる係を置く。
課名	係名
教育政策課	庶務係、行政管理担当、企画 調整担当、予算担当、教育情 報化推進担当、学校施設担当
教職員課	行政給与担当、 <mark>人事企画担当、</mark> 小中管理担当、高校管理担当
生涯教育· 学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、 生涯学習・社会教育担当、青 少年教育施設担当
毒終教育課	経理担当、英語教育推進担当、 学力育成担当、生徒指導担当
特別支援教 育課	企画担当、指導担当
高校教育課	経理担当、普通教育担当、職 業教育担当、入学者選抜改善 担当
福利厚生課	庶務係、健康管理担当、貸付 担当、 <u>給付担当、年金担当</u>
スポーツ保	庶務係、企画担当、学校体育・ 生涯スポーツ担当、学校保 健・食育担当、競技力向上担 当、アスリート育成担当 <u>、ス</u> ポーツプロジェクト担当

(スポーツ保健課の分掌事務)

第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとお第11条 スポーツ保健課の分掌事務は、次のとお りとする。

(1)~ (14) -略-

- (15) 平成32年度国体東北ブロック大会兼東北 総合体育大会に関すること
- リート育成推進室で所掌する。

改正案

(課及び係)

第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、|第4条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、 当該課に、同表の右欄に掲げる係を置く。

	我の石(側に地)の「別で直く。
課名	係名
	庶務係、行政管理担当、企画 調整担当、予算担当、教育情 報化推進担当、学校施設担当
教職員課	行政給与担当、小中管理担当、 高校管理担当
生涯教育 · 学習振興課	経理担当、図書館活性化担当、 生涯学習・社会教育担当、青 少年教育施設担当
義務教育課	経理担当、英語教育推進担当、 学力育成担当、生徒指導担当
特別支援教育課	企画担当、指導担当
	経理担当、普通教育担当、職 業教育担当、入学者選抜改善 担当
福利厚生課	庶務係、健康管理担当、貸付 担当、 <u>給付・年金担当</u>
スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・ 生涯スポーツ担当、 <u>東北総</u> 体・冬季国体担当、学校保健・ 食育担当、競技力向上担当、 アスリート育成担当

(スポーツ保健課の分掌事務)

- りとする。
  - (1)~ (14) 一略一
  - (15) 今和3年度国体東北ブロック大会兼東北 総合体育大会及び令和5年度国民体育大会冬 <u>季大会スキー競技会</u>に関すること
- 2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7 2 スポーツ保健課の分掌事務のうち、前項第7 号及び第15号に掲げる事務は競技力向上・アス 号に掲げる事務は競技力向上・アスリート育成 推進室で所掌する。

## 山形県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

# 1 改正理由

令和3年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

# 2 主な改正内容

- ① 福利厚生課の「給付担当」と「年金担当」を統合し、「給付・年金担当」の新設
- ② スポーツ保健課の「スポーツプロジェクト担当」の廃止及び「東北総体・冬季国体担当」の新設

# 3 施行期日

公布の日から施行する。(令和3年4月1日)

### 議第 2 号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則の制定について

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則(平成18年4月県教育委員会規則第11号)の一部 を次のように改正する。

第2条中「競技力向上に関する」を「競技力向上及び生涯スポーツに関する」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

令和3年3月26日提出

現 行

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県教育委員会事務局組幣1条 この規則は、山形県教育委員会事務局組 織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号) 第3条の2の規定に基づき、特別な事務を処理 するため職員を駐在させることについて必要な 事項を定めるものとする。

(駐在により処理する事務)

ツの競技力向上に関する事務は、職員を駐在さ せて処理するものとする。

(駐在場所)

第3条 前条の事務(以下「駐在事務」という。)|第3条 前条の事務(以下「駐在事務」という。) を処理させるため、山形市松山二丁目11番30号 に駐在事務を所管する機関の職員を駐在させる ものとする。

(駐在の命令)

る機関の長が行う。

(補則)

る。

改正案

(趣旨)

織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号) 第3条の2の規定に基づき、特別な事務を処理 するため職員を駐在させることについて必要な 事項を定めるものとする。

(駐在により処理する事務)

第2条 スポーツ保健課において処理するスポー|第2条 スポーツ保健課において処理するスポー ツの競技力向上及び生涯スポーツに関する事務 は、職員を駐在させて処理するものとする。

(駐在場所)

を処理させるため、山形市松山二丁目11番30号 に駐在事務を所管する機関の職員を駐在させる ものとする。

(駐在の命令)

第4条 職員の駐在の命令は、駐在事務を所管す|第4条 職員の駐在の命令は、駐在事務を所管す る機関の長が行う。

(補則)

第5条 駐在を命ぜられた職員の服務その他駐在|第5条 駐在を命ぜられた職員の服務その他駐在 事務の処理に関して必要な事項は、教育長の承 事務の処理に関して必要な事項は、教育長の承 認を得て、駐在事務を所管する機関の長が定め│ 認を得て、駐在事務を所管する機関の長が定め る。

# 職員の駐在制度に関する規則の一部改正について

# 1 改正理由

令和3年度の組織改編を行うため規定の整備を図るもの。

## 2 改正内容

スポーツ保健課で生涯スポーツを担当する職員がスポーツ会館に駐在することとなったことに伴い、駐在により処理する事務に生涯スポーツに関する事務を追加するもの

# 3 施行期日

公布の日から施行する。(令和3年4月1日)

### 議第 3 号

山形県公立学校教員採用志願に関する規則の一部を改正する規則の 制定について

山形県公立学校教員採用志願に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県公立学校教員採用志願に関する規則の一部を改正する規則 山形県公立学校教員採用志願に関する規則(昭和31年12月県教育委員会規則第18 号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第1項ただし書きの」を「次の各号の一に該当する」に改め、 同条に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項ただし書きの場合
- (2) 教育長が別に定める場合 附 則
- この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 提案理由

山形県公立学校教員採用における大学院進学者及び在学者の採用延期を行うため 提案するものである。

令和3年3月26日提出

# 山形県立公立学校教員採用志願に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

現行	改正案
一略一	一略一
第3条 選考試験の成績の効力は、試験を実施した日の属する翌年度間とする。ただし、第2条第1項ただし書きの場合は、この限りではない。	第3条 選考試験の成績の効力は、試験を実施した日の属する翌年度間とする。ただし、 <u>次の各号の一に該当する</u> 場合は、この限りではない。 (1) 第2条第1項ただし書きの場合 (2) 教育長が別に定める場合

### 議第 4 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、学校司書主事」を「、学校司書主事、開校準備主査」に改める。

第21条の表中

Γ	学校司書主事	図書に関する業務に従事する。	を
			~

٦	学校司書主事	図書に関する業務に従事する。
	開校準備主査	上司の命を受けて担当業務を処理する。

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

開校準備主査を新たに設置することに伴い提案するものである。

令和3年3月26日提出

#### 山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表(案)

現で行っている。

-略-

(職)

- 第20条 高等学校に、校長、教頭、教諭、養護 教諭又は養護助教諭及び主任実習教諭、実習 教諭又は実習講師を置く。
  - 2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務部 長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の職 を置く。

副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次長、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任、主事、学校司書主事、栄養主査、主任管理栄養士、主任栄養士、管理栄養士、栄養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師、学校技能員

(職務)

第21条 一略一

職	職務
一略一	一略一
学校司書主 事	図書に関する業務に従事する。
栄養主査	栄養に関する担当業務を処理する。
一略一	一略一

一略一

(職)

第20条 高等学校に、校長、教頭、教諭、養護 教諭又は養護助教諭及び主任実習教諭、実習 教諭又は実習講師を置く。

2 前項に規定するもののほか、高等学校に事務 部長又は事務長を置くとともに、必要に応じ次の 職を置く。

副校長、助教諭、講師、事務部次長、事務次長、 、総務主査、主査、主任主査、主任主事、副主任 、主事、学校司書主事、開校準備主査、栄養主査 、主任管理栄養士、主任栄養士、管理栄養士、栄 養士、副主任栄養士、技能長、学校司書、調理師 、学校技能員

(職務)

第 21 条 一略一

職	職務
- 収	<b>卓成</b>
一略一	一略一
学校司書主 事	図書に関する事務に従事する。
開校準備主	上司の命を受けて担当業務を処理 する。
栄養主査	栄養に関する担当業務を処理する。
一略一	一略一